

## 第 1 7 換氣設備等

# 第17 換気設備等

## 1 換気設備

危政令第9条第1項第10号（第19条で準用する場合を含む。）、第10条第1項第12号（同条第2項及び第3項並びに第14条第1項第1号ニにおいてその例による場合を含む。）、第11条第1項第10号の2リ（第12条第1項第9号の2及び第13条第1項第9号の2においてその例による場合を含む。）、第12条第1項第18号（同条第2項においてその例による場合を含む。）、第17条第1項第20号ロの規定により設ける換気設備には、自然換気設備（給気口と排気口により構成されるもの）、強制換気設備（給気口と回転式又は固定式ベンチレーターにより構成されるもの等）又は自動強制換気設備（給気口と自動強制排風機により構成されるもの等）があり、第17-1表によるほか、次によること。

- (1) 換気は、室内の空気を有効に置換（自動強制換気設備の場合は5回/hを目安に指導するが、常時引火点未満になるような処置等、引火の可能性が極めて低い場合は換気回数を検討することができる）するとともに、室温を上昇させないためのものである（第17-1図から第17-4図参照）。
- (2) 壁体、床又は天井を耐火構造としなければならない部分に換気口を設ける場合、又は換気ダクトを貫通させる場合には、当該部分に温度ヒューズ付の防火ダンパーを設けること（以下「可燃性蒸気排出設備」において同じ。）（第17-5図参照）。
- (3) 換気設備は危険物施設専用とし、他の用途部分と共有しないこと。
- (4) 換気設備の吸排気口（ダクトに接続され、高所に排出する排気口等を除く。）で、外部からの延焼、又は放火等のおそれのある部分には、40メッシュ以上の引火防止網を設けるよう指導する。

## 2 可燃性蒸気排出設備

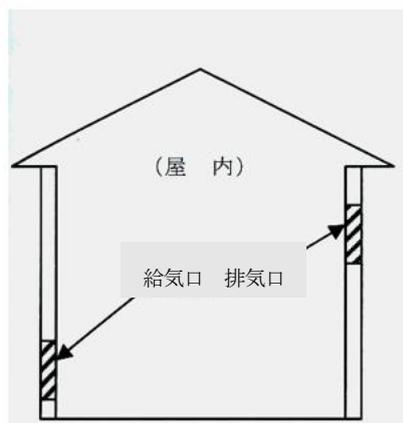
可燃性蒸気排出設備には、強制排出設備（回転式ベンチレーター、排出ダクト、フード等により構成されるもの）又は自動強制排出設備（自動強制排風機、排出ダクト、フード等により構成されるもの）があり、第17-1表によるほか、次により指導する。

- (1) 強制排出設備又は自動強制排出設備により、室内の空気を有効に置換することができ、かつ、室温が上昇するおそれのない場合には、換気設備を併設する必要はないものである。
- (2) 自動強制排出設備は、次により設けること（第17-6図から第17-7図まで参照）。
  - ア 危険物を大気にさらす状態で取り扱う場合は、設備ごとに当該設備から放出される可燃性蒸気又は可燃性微粉が有効に排出できるものとする（第17-6図参照）。
  - イ ポンプ室及び配合室に設ける自動強制排出設備は、可燃性蒸気又は可燃性微粉を有効に排気できるものとする。
  - ウ 危政令第17条第1項第20号ハに規定するポンプ室等に設ける自動強制排出設備は、ポンプ設備に通電中、これに連動して作動する自動強制排出設備とするとともに、その先端は、建物の開口部、敷地境界線及び電気機械器具から1.5m以上離れた敷地内とすること。

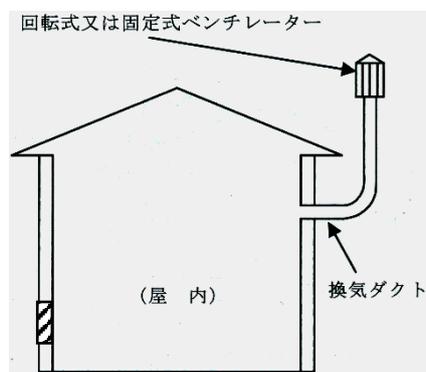
エ 自動強制排出設備及び強制排出設備の排出ダクトは専用とし、その材質は不燃材料とすること。

第17-1表 換気設備及び排出設備の設置方法

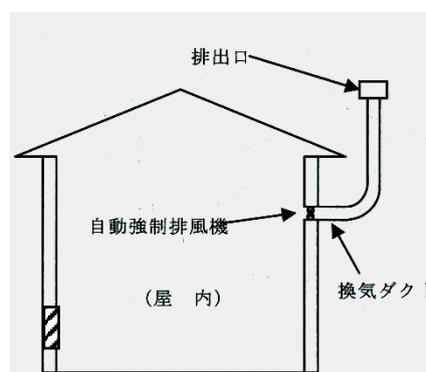
施設	換気・排出の別	根拠条文（危政令）等	種類	換気口又は排出口の位置
製造所 一般取扱所	換気設備	危政令第9条第1項第10号、 危政令第9条第2項	自然、強制 若しくは自 動強制換気	換気が十分に できる位置
	排出設備	危政令第9条第1項第11号 (引火点 40℃未満の危険物又は、 引火点以上の温度状態にある危険物を 大気にさらす状態で貯蔵し、又は取り扱 う場合)	自動強制排 出設備	軒高以上又は 地上高4m以 上
屋内貯蔵所 (屋内タンク 貯蔵所、簡易タ ンク貯蔵所の 専用室で、準用 する場合を含 む。)	換気設備	危政令第10条第1項第12 号、危政令第10条第2項、第 3項、第4項、第5項、第6項	自然、強制 若しくは自 動強制換気	換気が十分に できる位置
	排出設備	危政令第10条第1項第12 号、危政令第10条第2項、第 3項、第4項 (引火点 70℃未満の危険物を 貯蔵し、又は取り扱う場合)	強制排出設 備又は自動 強制排出設 備	地上高4m以 上(平家建は 屋根上)
		危政令第10条第1項第12 号、危政令第10条第2項、第 3項、第4項 (引火点、40℃未満の危険物を 貯蔵し、又は取り扱う場合)	自動強制排 出設備	地上高4m以 上(平家建は 屋根上)
屋外タンク貯 蔵所のポンプ 室(屋内タンク 貯蔵所、地下タ ンク貯蔵所の ポンプ室で、準 用する場合を 含む。)	換気設備	危政令第11条第1項第10 号の2リ	自然、強制 若しくは自 動強制換気	換気が十分に できる位置
	排出設備	危政令第11条第1項第10 号の2ヌ (引火点 40℃未満の危険物を 貯蔵し、又は取り扱う場合)	自動強制排 出設備	地上高4m以 上(平家建は 屋根上)
給油取扱所の ポンプ室等	換気設備	危政令第17条第1項第20 号ロ、危政令第17条第2項	自然、強制 若しくは自 動強制換気	換気が十分に できる位置
	排出設備	危政令第17条第1項第20 号ハ、危政令第17条第2項 (引火点、40℃未満の危険物を 貯蔵し、又は取り扱う場合)	自動強制排 出設備	前2(2)ウに よる。
販売取扱所 (配合室)	排出設備	危政令第18条第1項第9号 へ、危政令第18条第2項 (引火点、40℃未満の危険物を 貯蔵し、又は取り扱う場合)	自動強制排 出設備	地上高4m以 上(平家建は 屋根上)



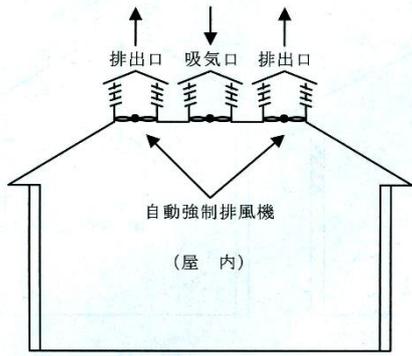
第17-1図 自然換気設備の例



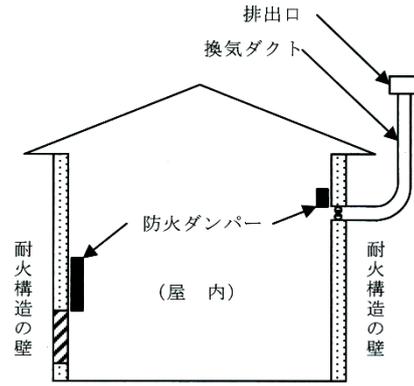
第17-2図 強制換気設備の例



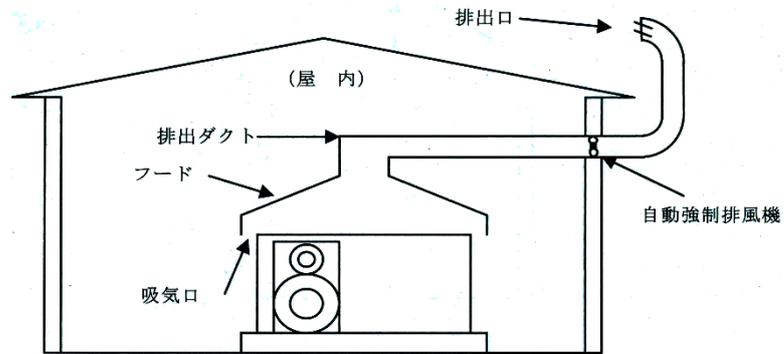
第17-3図 自動強制換気設備の例



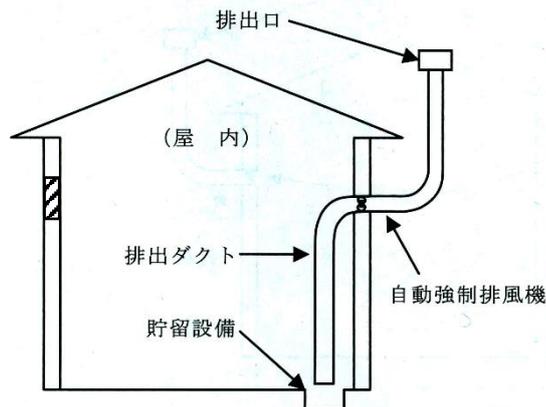
第17-4図 自動強制換気設備の例



第17-5図 防火ダンパーの設置例

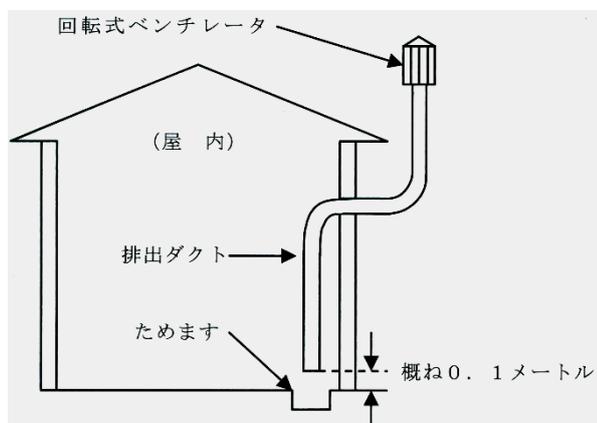


第17-6図 自動強制排出設備の例



第17-7図 自動強制排出設備の例

- (3) ためますを設置した場合は、強制排出設備の排出ダクトの下端をためますの上部で、かつ、床面からおおむね0.1mの間隔を保つように設けること（第17-8図参照）。



第17-8図 強制排出設備の例